



鳥取県公報

平成 23 年 12 月 20 日(火)
号外第 1 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (27) (給与課) . . . 2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (28) (〃) 3
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (29) (〃) 5
	平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 (30) (〃) 6
	職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額調整に関する 規則の一部を改正する規則 (31) (〃) 11
	移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則 (32) (〃) 19

人 事 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第27号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給の特例)</u></p> <p>2 <u>条例附則第6項第3号、第5号又は第7号の作業に従事した時間（条例附則第7項の規定によりこれらの作業に従事したものとみなされる時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日のこれらの作業に係る災害応急手当の額は、条例附則第6項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>特殊勤務実績簿は、これに相当する従前の様式のもを保有している間これを使用することができる。</u></p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則附則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第28号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	9級	1種	121,300円	105,100円
		2種	87,500円	74,300円
	7級	2種	82,400円	67,900円
		3種	65,900円	54,300円
		4種	57,700円	47,500円
	6級	3種	61,900円	47,900円
		4種	54,200円	41,900円
		5種	46,500円	35,800円
	公安職給料表	9級	2種	89,100円
3種			67,700円	57,500円
7級		3種	66,600円	52,100円
		4種	58,300円	45,600円
		5種	50,800円	47,600円
教育職給料表(1)	4級	3種	67,800円	63,300円
		4種	59,300円	55,400円
		5種	50,800円	47,600円
	3級	3種	65,700円	51,500円
		4種	57,400円	45,100円
		特4種	50,100円	41,000円
		5種	49,200円	38,600円
		6種	48,400円	37,800円
	特2級	7種	41,100円	32,200円
		8種	33,800円	23,700円
		2級	32,300円	21,500円
教育職給料表(2)	4級	3種	65,300円	61,700円
		4種	57,200円	54,000円
		5種	49,000円	46,400円
	3級	3種	63,700円	50,500円
		4種	55,800円	44,100円
		特4種	48,400円	40,100円
		5種	47,800円	37,900円
		6種	46,900円	37,100円

研究職給料表	5級	7種	39,800円	31,600円
		1種	120,400円	91,500円
	4級	2種	96,300円	73,300円
		2種	83,400円	62,000円
3種		66,800円	49,600円	
医療職給料表(1)	4級	4種	58,400円	43,400円
		1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
	3級	3種	85,000円	71,600円
		2種	99,200円	75,400円
医療職給料表(2)	7級	3種	79,300円	60,300円
		2種	81,600円	69,500円
	6級	3種	65,300円	55,600円
		4種	61,900円	49,100円
医療職給料表(3)	7級	4種	54,200円	42,900円
		3種	82,200円	70,600円
	6級	3種	65,800円	56,500円
		3種	64,500円	49,500円
		4種	56,500円	43,400円
海事職給料表	5級	5種	48,400円	37,100円
		4種	60,400円	46,500円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第29号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当に係る在職期間) 第3条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期 間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)及び(2) 略 (3) 育児休業をしている職員(当該育児休業の承 <u>認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、そ れぞれの期間を合算した期間)が1月以下である 職員を除く。)</u> として在職した期間については、 その2分の1の期間 (4)及び(5) 略	(期末手当に係る在職期間) 第3条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期 間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)及び(2) 略 (3) 育児休業をしている職員として在職した期間 については、その2分の1の期間 (4)及び(5) 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第30号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等)</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 平成17年改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）をいう。</u></p> <p>(3)～(12) 略</p> <p><u>(13) 主任等切替 平成17年改正条例附則第11項の規定により職務の級を定められることをいう。</u></p> <p><u>(14) 行政職5級以下職員 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職5級以下職員をいう。</u></p> <p><u>(15) 行政職6級以上職員 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職6級以上職員をいう。</u></p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等)</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職</p>

げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	1級1号給から3級145号給まで
教育職給料表(1)	1級1号給から2級24号給まで
教育職給料表(2)	1級1号給から2級36号給まで
研究職給料表	1級1号給から152号給まで
医療職給料表(2)	1級1号給から3級4号給まで
医療職給料表(3)	1級1号給から3級4号給まで
海事職給料表	1級1号給から2級113号給まで

2 平成18年改正条例附則第7条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで
教育職給料表(1)	2級25号給から特2級109号給まで
教育職給料表(2)	2級37号給から特2級109号給まで
研究職給料表	2級1号給から3級101号給まで
医療職給料表(2)	3級5号給から5級85号給まで
医療職給料表(3)	3級5号給から5級93号給まで
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

3 平成18年改正条例附則第7条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

略

4 平成18年改正条例附則第7条第1項第4号の人事

務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで
教育職給料表(1)	2級25号給から特2級109号給まで
教育職給料表(2)	2級37号給から特2級109号給まで
研究職給料表	2級1号給から3級101号給まで
医療職給料表(1)	1級13号給から4級53号給まで
医療職給料表(2)	3級5号給から5級85号給まで
医療職給料表(3)	3級5号給から5級93号給まで
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

2 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職6級以上対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

略

委員会規則で定める職員は、職務の級及び号給が1級13号給から4級53号給までの職員とする。

5 平成18年改正条例附則第7条第1項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 削除

(7)及び(8) 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあつては、当該額に同項に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)～(7) 略

3 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 主任等切替を受けた職員

(7)及び(8) 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあつては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあつては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)～(7) 略

(8) 主任等切替を受けた場合 切替日の前日に主任等切替を受けたものとした場合に平成18年改正条例附則第15条の規定による改正前の平成17年改正条例（以下この号において「旧平成17年改正条例」という。）附則第13項又は第15項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額（平成17年改正条例附則第6項の規定の適用を受けた職員にあつては、同項の規定の適用及び主任

(8) 削除

(9)及び(10) 略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額（平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあつては、当該額に同項に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）

- 第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあつては、当該額に同項に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

等切替を順次受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第13項又は第15項の規定の例により決定される給料月額）に相当する額

(9)及び(10) 略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあつては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあつては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）

- 第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあつては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあつては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと

2 略

きはこれを100円に切り上げた額)とする。ただし、人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

2 略

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第31号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、同表ウの備考2若しくは別表第6の備考2又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条の規定に基づき、他の職員との<u>権衡上必要な給料月額調整について定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、同表ウの備考2若しくは別表第6の備考2、<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「平成17年改正給与条例」という。）附則第15項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条又は平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条若しくは第5条の規定に基づき、給料表に定める給料月額等に1,000分の965又は1,000分の936を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員との<u>権衡を失することとなる場合における給料月額</u></u></p>

(給料月額調整)

第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条又は第5条の規定の適用を受ける職員及び再任用職員を除く。）であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料月額は、当該給料表に定める給料月額（平成18年改正給与条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、その者が平成18年3月31日において受けていた給料月額）に、それぞれ別表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものに対する規則第4条又は第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあっては、当該額に同項に定める割合」とあるのは、「行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものにあつては、それぞれ同表の割合欄に定める割合」とする。

3 条例別表第5ウの給料表の適用を受ける再任用職員であつて、その職務の級が3級であるものの給料月額は、25万7,700円とする。

の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第2の備考2等に基づく給料月額調整)

第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員（再任用職員以外の職員に限る。）であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ別表の割合欄に定める割合とする。

2 条例別表第5ウの給料表の適用を受ける再任用職員であつて、その職務の級が3級であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、1,000分の972とする。

(平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄

(この規則により難い場合の措置)

第3条 任命権者は、前条の規定により給料月額を調整すると他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表（第2条関係）

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4 級	92号給	<u>10,000分の9,602</u>
	93号給	<u>10,000分の9,602</u>
	94号給	<u>10,000分の9,603</u>
	95号給	<u>10,000分の9,604</u>
	96号給	<u>10,000分の9,604</u>
	97号給	<u>10,000分の9,602</u>
	98号給	<u>10,000分の9,603</u>
	99号給	<u>10,000分の9,603</u>
	100号給	<u>10,000分の9,604</u>
	101号給	<u>10,000分の9,617</u>
	102号給	<u>10,000分の9,628</u>
	103号給	<u>10,000分の9,633</u>
	104号給	<u>10,000分の9,644</u>
	105号給	<u>10,000分の9,639</u>
	106号給	<u>10,000分の9,640</u>
	107号給	<u>10,000分の9,640</u>
108号給	<u>10,000分の9,641</u>	
109号給	<u>10,000分の9,639</u>	

及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。

(1) 平成17年改正給与条例附則第15項の規定の適用を受ける職員

(2) 平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員（規則第3条第3項第8号に掲げる職員を除く。次号において同じ。）

(3) 規則第4条又は第5条の規定の適用を受ける職員

(この規則により難い場合の措置)

第4条 任命権者は、第1条に規定する場合において、給料表に定める給料月額に前条の規定による割合を乗じて得た額を給料月額とすると部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表（第2条、第3条関係）

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4 級	92号給	<u>10,000分の9,662</u>
	93号給	<u>10,000分の9,662</u>
	94号給	<u>10,000分の9,662</u>
	95号給	<u>10,000分の9,663</u>
	96号給	<u>10,000分の9,664</u>
	97号給	<u>10,000分の9,661</u>
	98号給	<u>10,000分の9,662</u>
	99号給	<u>10,000分の9,662</u>
	100号給	<u>10,000分の9,663</u>
	101号給	<u>10,000分の9,676</u>
	102号給	<u>10,000分の9,687</u>
	103号給	<u>10,000分の9,692</u>
	104号給	<u>10,000分の9,703</u>
	105号給	<u>10,000分の9,698</u>
	106号給	<u>10,000分の9,698</u>
	107号給	<u>10,000分の9,699</u>
108号給	<u>10,000分の9,699</u>	
109号給	<u>10,000分の9,697</u>	

	110号給	<u>10,000分の9,639</u>
	111号給	<u>10,000分の9,640</u>
	112号給	<u>10,000分の9,640</u>
	113号給	<u>10,000分の9,638</u>
	114号給	<u>10,000分の9,638</u>
	115号給	<u>10,000分の9,639</u>
	116号給	<u>10,000分の9,639</u>
	117号給	<u>10,000分の9,637</u>
	118号給	<u>10,000分の9,625</u>
	119号給	<u>10,000分の9,613</u>
	120号給	<u>10,000分の9,601</u>
	121号給	10,000分の9,592
7級		
	22号給	<u>10,000分の9,311</u>
	23号給	<u>10,000分の9,312</u>
	24号給	<u>10,000分の9,313</u>
	25号給	<u>10,000分の9,314</u>
	26号給	<u>10,000分の9,315</u>
	27号給	<u>10,000分の9,316</u>
	28号給	<u>10,000分の9,320</u>
	29号給	<u>10,000分の9,321</u>
	30号給	<u>10,000分の9,314</u>

イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2級	25号給	<u>1,000分の994</u>
	26号給	<u>1,000分の993</u>
	27号給	<u>1,000分の992</u>
	28号給	<u>1,000分の991</u>
	29号給	<u>1,000分の990</u>
	30号給	<u>1,000分の989</u>
	31号給	<u>1,000分の987</u>
	32号給	<u>1,000分の985</u>
	33号給	<u>1,000分の983</u>
	34号給	<u>1,000分の981</u>
	35号給	<u>1,000分の979</u>
	36号給	<u>1,000分の977</u>
	37号給	<u>1,000分の975</u>
	38号給	<u>1,000分の973</u>
	39号給	<u>1,000分の971</u>
	40号給	<u>1,000分の969</u>
	41号給	<u>1,000分の967</u>
	42号給	<u>1,000分の965</u>
	43号給	<u>1,000分の963</u>

	110号給	<u>10,000分の9,697</u>
	111号給	<u>10,000分の9,698</u>
	112号給	<u>10,000分の9,698</u>
	113号給	<u>10,000分の9,696</u>
	114号給	<u>10,000分の9,696</u>
	115号給	<u>10,000分の9,697</u>
	116号給	<u>10,000分の9,697</u>
	117号給	<u>10,000分の9,695</u>
	118号給	<u>10,000分の9,683</u>
	119号給	<u>10,000分の9,671</u>
	120号給	<u>10,000分の9,659</u>
7級		
	21号給	10,000分の9,367
	22号給	<u>10,000分の9,370</u>
	23号給	<u>10,000分の9,371</u>
	24号給	<u>10,000分の9,372</u>
	25号給	<u>10,000分の9,375</u>
	26号給	<u>10,000分の9,375</u>
	27号給	<u>10,000分の9,376</u>
	28号給	<u>10,000分の9,377</u>
	29号給	<u>10,000分の9,380</u>
	30号給	<u>10,000分の9,373</u>
	31号給	10,000分の9,369
	32号給	10,000分の9,362

イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2級	25号給	<u>1,000分の1,000</u>
	26号給	<u>1,000分の999</u>
	27号給	<u>1,000分の998</u>
	28号給	<u>1,000分の997</u>
	29号給	<u>1,000分の996</u>
	30号給	<u>1,000分の995</u>
	31号給	<u>1,000分の993</u>
	32号給	<u>1,000分の991</u>
	33号給	<u>1,000分の989</u>
	34号給	<u>1,000分の987</u>
	35号給	<u>1,000分の985</u>
	36号給	<u>1,000分の983</u>
	37号給	<u>1,000分の981</u>
	38号給	<u>1,000分の979</u>
	39号給	<u>1,000分の977</u>
	40号給	<u>1,000分の975</u>
	41号給	<u>1,000分の973</u>
	42号給	<u>1,000分の971</u>
	43号給	<u>1,000分の969</u>

特2級	44号給	<u>1,000分の961</u>
	1号給	<u>10,000分の9,867</u>
	2号給	<u>10,000分の9,861</u>
	3号給	<u>10,000分の9,843</u>
	4号給	<u>10,000分の9,814</u>
	5号給	<u>10,000分の9,790</u>
	6号給	<u>10,000分の9,766</u>
	7号給	<u>10,000分の9,742</u>
	8号給	<u>10,000分の9,719</u>
	9号給	<u>10,000分の9,696</u>
	10号給	<u>10,000分の9,674</u>
	11号給	<u>10,000分の9,649</u>
	12号給	<u>10,000分の9,628</u>
	13号給	<u>10,000分の9,603</u>

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2級	37号給	<u>1,000分の994</u>
	38号給	<u>1,000分の993</u>
	39号給	<u>1,000分の992</u>
	40号給	<u>1,000分の991</u>
	41号給	<u>1,000分の990</u>
	42号給	<u>1,000分の989</u>
	43号給	<u>1,000分の987</u>
	44号給	<u>1,000分の985</u>
	45号給	<u>1,000分の983</u>
	46号給	<u>1,000分の981</u>
	47号給	<u>1,000分の979</u>
	48号給	<u>1,000分の977</u>
	49号給	<u>1,000分の975</u>
	50号給	<u>1,000分の973</u>
	51号給	<u>1,000分の971</u>
	52号給	<u>1,000分の969</u>
	53号給	<u>1,000分の967</u>
	54号給	<u>1,000分の965</u>
55号給	<u>1,000分の963</u>	
56号給	<u>1,000分の961</u>	
特2級	1号給	<u>10,000分の9,867</u>
	2号給	<u>10,000分の9,861</u>
	3号給	<u>10,000分の9,843</u>
	4号給	<u>10,000分の9,814</u>
	5号給	<u>10,000分の9,790</u>
	6号給	<u>10,000分の9,766</u>
	7号給	<u>10,000分の9,742</u>
	8号給	<u>10,000分の9,719</u>
	9号給	<u>10,000分の9,696</u>

特2級	44号給	<u>1,000分の967</u>
	1号給	<u>10,000分の9,928</u>
	2号給	<u>10,000分の9,921</u>
	3号給	<u>10,000分の9,903</u>
	4号給	<u>10,000分の9,877</u>
	5号給	<u>10,000分の9,848</u>
	6号給	<u>10,000分の9,827</u>
	7号給	<u>10,000分の9,803</u>
	8号給	<u>10,000分の9,783</u>
	9号給	<u>10,000分の9,760</u>
	10号給	<u>10,000分の9,737</u>
	11号給	<u>10,000分の9,711</u>
	12号給	<u>10,000分の9,686</u>
	13号給	<u>10,000分の9,664</u>

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2級	37号給	<u>1,000分の1,000</u>
	38号給	<u>1,000分の999</u>
	39号給	<u>1,000分の998</u>
	40号給	<u>1,000分の997</u>
	41号給	<u>1,000分の996</u>
	42号給	<u>1,000分の995</u>
	43号給	<u>1,000分の993</u>
	44号給	<u>1,000分の991</u>
	45号給	<u>1,000分の989</u>
	46号給	<u>1,000分の987</u>
	47号給	<u>1,000分の985</u>
	48号給	<u>1,000分の983</u>
	49号給	<u>1,000分の981</u>
	50号給	<u>1,000分の979</u>
	51号給	<u>1,000分の977</u>
	52号給	<u>1,000分の975</u>
	53号給	<u>1,000分の973</u>
	54号給	<u>1,000分の971</u>
55号給	<u>1,000分の969</u>	
56号給	<u>1,000分の967</u>	
特2級	1号給	<u>10,000分の9,928</u>
	2号給	<u>10,000分の9,921</u>
	3号給	<u>10,000分の9,903</u>
	4号給	<u>10,000分の9,877</u>
	5号給	<u>10,000分の9,848</u>
	6号給	<u>10,000分の9,827</u>
	7号給	<u>10,000分の9,803</u>
	8号給	<u>10,000分の9,783</u>
	9号給	<u>10,000分の9,760</u>

	10号給	<u>10,000分の9,674</u>
	11号給	<u>10,000分の9,649</u>
	12号給	<u>10,000分の9,628</u>
	13号給	<u>10,000分の9,603</u>
3級	1号給	<u>10,000分の9,377</u>
	2号給	<u>10,000分の9,349</u>
	3号給	<u>10,000分の9,321</u>

エ 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2級	47号給	<u>10,000分の9,592</u>
	48号給	<u>10,000分の9,594</u>
	49号給	<u>10,000分の9,627</u>
	50号給	<u>10,000分の9,694</u>
	51号給	<u>10,000分の9,707</u>
	52号給	<u>10,000分の9,679</u>
	53号給	<u>10,000分の9,685</u>
	54号給	<u>10,000分の9,698</u>
	55号給	<u>10,000分の9,700</u>
	56号給	<u>10,000分の9,708</u>
	57号給	<u>10,000分の9,711</u>
	58号給	<u>10,000分の9,713</u>
	59号給	<u>10,000分の9,711</u>
	60号給	<u>10,000分の9,663</u>
61号給	<u>10,000分の9,597</u>	

オ 略

カ 医療職給料表(2)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	<u>1,000分の994</u>
	6号給	<u>1,000分の993</u>
	7号給	<u>1,000分の992</u>
	8号給	<u>1,000分の991</u>
	9号給	<u>1,000分の990</u>
	10号給	<u>1,000分の989</u>
	11号給	<u>1,000分の987</u>
	12号給	<u>1,000分の985</u>
	13号給	<u>1,000分の983</u>
	14号給	<u>1,000分の981</u>
	15号給	<u>1,000分の979</u>
	16号給	<u>1,000分の977</u>
	17号給	<u>1,000分の975</u>
	18号給	<u>1,000分の973</u>
19号給	<u>1,000分の971</u>	
20号給	<u>1,000分の969</u>	
21号給	<u>1,000分の967</u>	
22号給	<u>1,000分の965</u>	

	10号給	<u>10,000分の9,737</u>
	11号給	<u>10,000分の9,711</u>
	12号給	<u>10,000分の9,686</u>
	13号給	<u>10,000分の9,664</u>
3級	1号給	<u>10,000分の9,437</u>
	2号給	<u>10,000分の9,409</u>
	3号給	<u>10,000分の9,377</u>

エ 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2級	47号給	<u>10,000分の9,651</u>
	48号給	<u>10,000分の9,652</u>
	49号給	<u>10,000分の9,685</u>
	50号給	<u>10,000分の9,752</u>
	51号給	<u>10,000分の9,764</u>
	52号給	<u>10,000分の9,739</u>
	53号給	<u>10,000分の9,745</u>
	54号給	<u>10,000分の9,756</u>
	55号給	<u>10,000分の9,758</u>
	56号給	<u>10,000分の9,766</u>
	57号給	<u>10,000分の9,768</u>
	58号給	<u>10,000分の9,770</u>
	59号給	<u>10,000分の9,772</u>
	60号給	<u>10,000分の9,723</u>
61号給	<u>10,000分の9,656</u>	

オ 略

カ 医療職給料表(2)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	<u>1,000分の1,000</u>
	6号給	<u>1,000分の999</u>
	7号給	<u>1,000分の998</u>
	8号給	<u>1,000分の997</u>
	9号給	<u>1,000分の996</u>
	10号給	<u>1,000分の995</u>
	11号給	<u>1,000分の993</u>
	12号給	<u>1,000分の991</u>
	13号給	<u>1,000分の989</u>
	14号給	<u>1,000分の987</u>
	15号給	<u>1,000分の985</u>
	16号給	<u>1,000分の983</u>
	17号給	<u>1,000分の981</u>
	18号給	<u>1,000分の979</u>
19号給	<u>1,000分の977</u>	
20号給	<u>1,000分の975</u>	
21号給	<u>1,000分の973</u>	
22号給	<u>1,000分の971</u>	

23号給	<u>1,000分の963</u>
24号給	<u>1,000分の961</u>

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	<u>1,000分の994</u>
	6号給	<u>1,000分の993</u>
	7号給	<u>1,000分の992</u>
	8号給	<u>1,000分の991</u>
	9号給	<u>1,000分の990</u>
	10号給	<u>1,000分の989</u>
	11号給	<u>1,000分の987</u>
	12号給	<u>1,000分の985</u>
	13号給	<u>1,000分の983</u>
	14号給	<u>1,000分の981</u>
	15号給	<u>1,000分の979</u>
	16号給	<u>1,000分の977</u>
	17号給	<u>1,000分の975</u>
	18号給	<u>1,000分の973</u>
	19号給	<u>1,000分の971</u>
	20号給	<u>1,000分の969</u>
	21号給	<u>1,000分の967</u>
	22号給	<u>1,000分の965</u>
	23号給	<u>10,000分の9,646</u>
	24号給	<u>10,000分の9,644</u>
	25号給	<u>10,000分の9,639</u>
	26号給	<u>10,000分の9,641</u>
	27号給	<u>10,000分の9,639</u>
	28号給	<u>10,000分の9,641</u>
	29号給	<u>10,000分の9,647</u>
30号給	<u>10,000分の9,649</u>	
31号給	<u>10,000分の9,651</u>	
32号給	<u>10,000分の9,653</u>	
33号給	<u>10,000分の9,655</u>	
34号給	<u>10,000分の9,661</u>	
35号給	<u>10,000分の9,666</u>	
36号給	<u>10,000分の9,672</u>	
37号給	<u>10,000分の9,670</u>	
38号給	<u>10,000分の9,672</u>	
39号給	<u>10,000分の9,673</u>	
40号給	<u>10,000分の9,675</u>	
41号給	<u>10,000分の9,677</u>	
42号給	<u>10,000分の9,675</u>	
43号給	<u>10,000分の9,674</u>	
44号給	<u>10,000分の9,672</u>	
45号給	<u>10,000分の9,670</u>	

23号給	<u>1,000分の969</u>
24号給	<u>1,000分の967</u>

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	<u>1,000分の1,000</u>
	6号給	<u>1,000分の999</u>
	7号給	<u>1,000分の998</u>
	8号給	<u>1,000分の997</u>
	9号給	<u>1,000分の996</u>
	10号給	<u>1,000分の995</u>
	11号給	<u>1,000分の993</u>
	12号給	<u>1,000分の991</u>
	13号給	<u>1,000分の989</u>
	14号給	<u>1,000分の987</u>
	15号給	<u>1,000分の985</u>
	16号給	<u>1,000分の983</u>
	17号給	<u>1,000分の981</u>
	18号給	<u>1,000分の979</u>
	19号給	<u>1,000分の977</u>
	20号給	<u>1,000分の975</u>
	21号給	<u>1,000分の973</u>
	22号給	<u>1,000分の971</u>
	23号給	<u>10,000分の9,705</u>
	24号給	<u>10,000分の9,703</u>
	25号給	<u>10,000分の9,697</u>
	26号給	<u>10,000分の9,699</u>
	27号給	<u>10,000分の9,700</u>
	28号給	<u>10,000分の9,702</u>
	29号給	<u>10,000分の9,708</u>
30号給	<u>10,000分の9,709</u>	
31号給	<u>10,000分の9,711</u>	
32号給	<u>10,000分の9,713</u>	
33号給	<u>10,000分の9,714</u>	
34号給	<u>10,000分の9,720</u>	
35号給	<u>10,000分の9,725</u>	
36号給	<u>10,000分の9,730</u>	
37号給	<u>10,000分の9,731</u>	
38号給	<u>10,000分の9,733</u>	
39号給	<u>10,000分の9,734</u>	
40号給	<u>10,000分の9,735</u>	
41号給	<u>10,000分の9,737</u>	
42号給	<u>10,000分の9,735</u>	
43号給	<u>10,000分の9,733</u>	
44号給	<u>10,000分の9,731</u>	
45号給	<u>10,000分の9,729</u>	

46号給	<u>10,000分の9,672</u>
47号給	<u>10,000分の9,673</u>
48号給	<u>10,000分の9,675</u>
49号給	<u>10,000分の9,670</u>
50号給	<u>10,000分の9,671</u>
51号給	<u>10,000分の9,673</u>
52号給	<u>10,000分の9,674</u>
53号給	<u>10,000分の9,676</u>
54号給	<u>10,000分の9,674</u>
55号給	<u>10,000分の9,673</u>
56号給	<u>10,000分の9,671</u>
57号給	<u>10,000分の9,663</u>
58号給	<u>10,000分の9,661</u>
59号給	<u>10,000分の9,659</u>
60号給	<u>10,000分の9,658</u>
61号給	<u>10,000分の9,653</u>
62号給	<u>10,000分の9,651</u>
63号給	<u>10,000分の9,649</u>
64号給	<u>10,000分の9,648</u>
65号給	<u>10,000分の9,649</u>
66号給	<u>10,000分の9,647</u>
67号給	<u>10,000分の9,646</u>
68号給	<u>10,000分の9,644</u>
69号給	<u>10,000分の9,648</u>
70号給	<u>10,000分の9,637</u>
71号給	<u>10,000分の9,627</u>
72号給	<u>10,000分の9,616</u>
73号給	<u>10,000分の9,599</u>
95号給	<u>10,000分の9,597</u>
96号給	<u>10,000分の9,612</u>
97号給	<u>10,000分の9,618</u>
98号給	<u>10,000分の9,627</u>
99号給	<u>10,000分の9,622</u>
100号給	<u>10,000分の9,608</u>
101号給	<u>10,000分の9,592</u>
6 級	1 号給 <u>10,000分の9,314</u>

ク 削除

46号給	<u>10,000分の9,730</u>
47号給	<u>10,000分の9,732</u>
48号給	<u>10,000分の9,733</u>
49号給	<u>10,000分の9,731</u>
50号給	<u>10,000分の9,732</u>
51号給	<u>10,000分の9,733</u>
52号給	<u>10,000分の9,735</u>
53号給	<u>10,000分の9,736</u>
54号給	<u>10,000分の9,734</u>
55号給	<u>10,000分の9,732</u>
56号給	<u>10,000分の9,730</u>
57号給	<u>10,000分の9,721</u>
58号給	<u>10,000分の9,719</u>
59号給	<u>10,000分の9,718</u>
60号給	<u>10,000分の9,716</u>
61号給	<u>10,000分の9,714</u>
62号給	<u>10,000分の9,712</u>
63号給	<u>10,000分の9,710</u>
64号給	<u>10,000分の9,708</u>
65号給	<u>10,000分の9,709</u>
66号給	<u>10,000分の9,707</u>
67号給	<u>10,000分の9,705</u>
68号給	<u>10,000分の9,703</u>
69号給	<u>10,000分の9,707</u>
70号給	<u>10,000分の9,696</u>
71号給	<u>10,000分の9,685</u>
72号給	<u>10,000分の9,674</u>
73号給	<u>10,000分の9,657</u>
95号給	<u>10,000分の9,657</u>
96号給	<u>10,000分の9,671</u>
97号給	<u>10,000分の9,678</u>
98号給	<u>10,000分の9,686</u>
99号給	<u>10,000分の9,681</u>
100号給	<u>10,000分の9,668</u>
101号給	<u>10,000分の9,652</u>
6 級	1 号給 <u>10,000分の9,375</u>

ク 海事職給料表

職務の級	号給	割合
5 級	50号給	10,000分の9,362
	51号給	10,000分の9,363
	52号給	10,000分の9,361

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第32号

移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第2号）
- (2) 第1切替日における職務に相当する職務を定める規則（平成19年鳥取県人事委員会規則第3号）
- (3) 第2切替日における職務に相当する職務を定める規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第5号）
- (4) 第2切替日における号給の決定に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第6号）
- (5) 平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第34号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。